佐久市公告第280号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条により公告する。

令和８年11月11日

佐久市長　柳　田　清　二

1　入札対象業務

業　　務　　名 （　発　注　課　）	令和８年度　森林環境整備事業　臼田地区　松枯れ被害調査業務 （　経済部　耕地林務課　）
業　務　場　所	佐久市　臼田地区
業　務　概　要	松枯れ被害衛星調査　A=84k㎡
履　行　期　間	契約日から令和９年３月19日まで
備　　考	

2　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加登録者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	建設コンサルタント業務の「森林土木」部門に登録があること。
(2) 有資格者名簿に登録されているコンサルタント業務許可区分	―
(3) 配置技術者の資格等	―
(4) 本店等の所在地	・本店が長野県内にあること。
(5) そ　の　他	・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当する者でないこと。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び同上第4項の規定に該当する者でないこと。 ・今回業務と類似の松枯れ被害調査の実績があること。

3　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和８年11月11日（水）から 入札日まで	･市ホームページへの掲載、佐久市経済部耕地林務課 (本庁４階)
入札参加申請受付	令和８年11月11日（水）から 令和８年11月16日（月）まで （最終日は１７時１５分まで）	・提出書類 ①「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」原本・副本　各１部 ②「誓約書」１部 ・佐久市経済部耕地林務課（本庁４階）へ持参により提出のこと（郵送は不可）。
設計図書等 の入手	令和８年11月11日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質　問　受　付	令和８年11月11日（水）から 令和８年11月16日（月）まで （最終日は１７時１５分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。 ・発注課（経済部　耕地林務課）へ持参すること。
質問回答の期日・方法	令和８年11月17日（火）以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和８年11月19日（木） １０時００分から	・佐久市役所　７階　７０２会議室
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して２日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して１０日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第５号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認　申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」 「業務実績（契約書、業務完了及び業務内容が確認できるもの）」 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市経済部耕地林務課（本庁４階）
入札結果の公表	佐久市企画部契約課（本庁４階）において閲覧にて公表する。

４　入札事項等

入　札　事　項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途耕地林務課より連絡する。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入　札　保　証　金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契　約　保　証　金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前　　払　　金	・適用なし
中　間　前　払　金	・適用なし
部　分　払　金	・適用なし
債務負担行為	・適用なし
入　札　の　無　効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

５　その他の事項

・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

6　担当部課（問合せ先）

公　告　の　内　容	佐久市経済部耕地林務課　（佐久市中込3056）　TEL．0267－62－3242（直通）
業　務　の　内　容	佐久市経済部耕地林務課　（佐久市中込3056）　TEL．0267－62－3242（直通）